

世界文化遺産富士山遺産影響評価マニュアル素案について

1 要 旨

- ・富士山世界文化遺産協議会事務局は、富士山世界文化遺産学術委員会（以下「学術委員会」という。）に設置した小委員会での検討を経て、遺産影響評価マニュアルの素案を作成した。
- ・マニュアルの内容については、今後、関係市町村等との協議をしながら引続き検討を行うが、現時点での素案の方向性について何うもの。

2 経 緯

- ・世界遺産登録及び保全状況の審査において、世界遺産の顕著な普遍的価値（OUV：Outstanding Universal Value）が計画されている事業等によって受ける影響を事前に評価する「遺産影響評価（HIA：Heritage Impact Assessment）」の実施を勧告するケースが増加しており、今後、各資産においても対応を求められる可能性が高い。
- ・昨年度の第 12 回学術委員会で、世界遺産富士山においても HIA を導入すること及びそのためのマニュアルを策定することが承認された。
- ・これまで、関係市町村等と協議をしながら、小委員会でマニュアルの内容について検討を行ってきた。

| 年 月 | 内 容 |
|-----------|------------------------------|
| R 元年10月 | 第12回学術委員会でHIAの導入及びマニュアル策定が承認 |
| R 2 年 1 月 | 小委員会にてマニュアル案を検討 |
| 7 月 | 同上 |
| 8 月 | 関係市町村及び県関係課に対し説明、意見照会 |
| 9 月 | 小委員会にてマニュアル案を検討 |

3 マニュアル素案の内容

資料 3-2、3-3 のとおり

4 スケジュール

| 年 月 | 内 容 |
|----------------|-------------------------------------|
| ～ R 3 年 1 月 | ・関係市町村、県関係課との協議 ・小委員会での検討 |
| 2 月 | ・学術委員会での承認 ・富士山世界文化遺産協議会作業部会での合意 |
| 3 月 | ・富士山世界文化遺産協議会での承認 |

5 補 足

このマニュアルは、開発行為等を行う事業者が自ら評価書を作成する場合等の手順を取りまとめたものであり、富士山登山鉄道のような特に規模及び影響が大きいものは、より早い段階での行政等による個別のHIAが必要になることがある。